

平成 2 3 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(財 政 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 4 年 2 月 6 日 (広島市監査公表第 4 号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日 (広収一第 2 6 号)
- 4 監査のテーマ
未収金, 貸付金, 出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 収入未済・債権 ア 全庁的な取組について (ア) 徴収一元化の推進について (所管課：財政局収納対策部徴収第一課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
徴収の一元化の取組は収納率の向上に一定の効果を上げており, 今後も対象債権の拡充等, 取組を推進することが望ましい。対象債権を拡充していく中で債権及び基になった制度の内容を良く理解している主管課のサポートを受けやすいよう兼任等の対応も必要と考える。 なお, 各債権から生ずる滞納債権は主管課でそれぞれ独自のシステムによりデータ管理しているため, 滞納者の情報共有を行うことができない。徴収の一元化を進めるに当たっては, 現在別々のシステムで管理する滞納情報を一元化後の徴収部門が査閲できるようシステム変更を行うことが有益であると考え。	徴収の一元化の取組の対象となる債権を, 平成 2 6 年 7 月 1 日から, それまでの市税, 保育料, 児童福祉施設徴収金及び下水道事業受益者負担金に係る債権に加え, 国民健康保険料, 介護保険料, 後期高齢者医療保険料及び下水道事業分担金に係る債権にまで拡充した。 なお, これに合わせ, 各債権の主管課ごとに別々のシステムで管理していた滞納情報を一元的に管理するための「滞納管理システム」を導入し, これまで以上に効率的に徴収事務を行えるようにしている。

(イ) 個人情報保護法の制約について（所管課：財政局収納対策部徴収第一課）

監 査 の 意 見

対 応 の 内 容

強制徴収公債権の回収に当たり得られる財産調査結果を他の債権回収のために利用するに当たっての個人情報保護法の制約（目的外利用の禁止の原則）を乗り越えるための方策としては、一般的に以下の方法が知られている。

- a 債権発生時に、あらかじめ本人に一定の範囲内での個人情報の利用について承諾を得る。
- b 徴収を同一部門で担当する。
- c 個人情報保護審議会の同意を得て、例外的に目的外使用を認める。

広島市においても、上記方策により、同法の制約を乗り越え、効率的な徴収が可能となるよう検討することが望ましい。

本市の強制徴収公債権の徴収事務を財政局収納対策部に一元化し、当該債権の回収に当たり得られる財産情報を同部での各徴収事務において共有化して活用することについての検討を行った。

その結果、この方策に伴う保有個人情報の目的外利用は、本市の強制徴収公債権の徴収事務の効率的な実施をその目的とし、かつ、その目的に高い公益性があるため、そこに合理的な必要性及び正当性が認められるとともに、それによる個人の権利利益の不当な侵害は発生しないことから、広島市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定（実施機関の内部利用に相当の理由があると認めて利用する場合）に該当するとともに、同条第2項の規定（実施機関の内部利用による個人の権利利益の不当な侵害の禁止）には抵触しないとの解釈が妥当であると判断し、平成26年7月1日からこの方策を導入している。

平成 2 2 年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表
(こども未来局)

- 1 監査結果公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に基づいて講じた措置通知年月日
平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日 (広こ企第 8 9 号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

未利用地について (所管課：こども未来局保育企画課)	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
未利用地のうちこども未来局保育企画課所管分の一部(己斐上保育園敷地)について 地理的要件や交通の利便性などから、保育園を開設したとしても周辺の保育需要を吸収することは困難であると想定されることから、行政財産としての用途を廃止し、売却を図ることが適当である。	当該保育園敷地については、交通の利便性の悪さなどから、ここに保育園を開設したとしても周辺地域からの利用は見込めないものと判断し、行政財産としての用途を廃止した上で、平成 2 6 年 2 月にこれを売却するための公募手続を実施した。

平成 2 4 年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表
(こども未来局)

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日
平成 2 5 年 2 月 4 日 (広島市監査公表第 1 号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日 (広こ企第 9 0 号)
平成 2 6 年 1 2 月 8 日 (広こ家第 3 4 3 号)
- 4 監査のテーマ
指定管理者制度に関する事務の執行について
- 5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

大町第二保育園 (財務諸表の未入手について) (所管課：こども未来局保育企画課)	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
基本協定書では「指定管理者は、毎年度、決算確定後速やかに、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書又は資金計画に関する資料その他必要な書類を広島市に提出しなければならない」旨規定しているが、所管課では資金収支計算書以外の財務諸表を入手していなかった。 これら財務諸表は指定管理者の財務内容を評価するための基礎資料となることから、基本協定書どおり毎年度、必ず入手すべきである。	監査の指摘を受け、大町第二保育園の指定管理者である社会福祉法人広島県同胞援護財団から、平成 2 3 年度分の財務諸表を直ちに入手するとともに、平成 2 4 年度分以降の財務諸表については、基本協定書にのっとり、毎年度、同法人の決算が確定する理事会の終了後、速やかにこれを入手することとした。 そして、平成 2 4 年度以降、毎年度、財務諸表を入手し、これを基に同法人の財務状況の安全性についての点検を行っている。

【監査の意見】

(1) 大町第二保育園（モニタリングが不十分であることについて（実地調査の記録）） （所管課：こども未来局保育企画課）	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
指定管理業務の実施状況を所管課が把握するための実地調査において、その詳細な調査結果を記録していない。 指定管理業務の実施状況を正確に把握し、実績評価を適切に行うため、実地調査の結果を詳細に記録し、保管するよう徹底することが望まれる。	監査の意見を踏まえ、実績評価を適切に行うため、大町第二保育園の指定管理業務の実施状況に関する点検項目及び点検方法を記載した「実地調査チェックリスト兼記録簿」を定め、平成26年3月の実地調査から、これを用いて調査結果を詳細に記録し、保管している。

(2) 広島市こども療育センター，広島市北部こども療育センター（分館），広島市西部こども療育センター（分館）（実地調査における計画の作成について） （所管課：こども未来局こども・家庭支援課）	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
指定管理業務の実施状況を所管課が把握するための実地調査の計画が作成されていなかった。 実地調査の実施に際しては、点検項目及び点検方法等を含む適切な実地調査の計画を作成することが望まれる。	監査の意見を踏まえ、各年度において、広島市こども療育センター等3施設の指定管理業務の実施状況に関する点検項目及び点検方法等を定めた実地調査の計画を作成し、これに基づき実地調査を適切に実施することとした。

(3) 広島市こども療育センター，広島市北部こども療育センター（分館），広島市西部こども療育センター（分館）（モニタリングが不十分であることについて（実地調査の記録）） （所管課：こども未来局こども・家庭支援課）	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
指定管理業務の実施状況を所管課が把握するための実地調査において、その詳細な調査結果を記録していない。 指定管理業務の実施状況を正確に把握し、実績評価を適切に行うため、実地調査の結果を詳細に記録し、保管するよう徹底することが望まれる。	監査の意見を踏まえ、実績評価を適切に行うため、広島市こども療育センター等3施設の指定管理業務の実施状況に関する点検項目及び点検方法を記載した「実地調査チェックリスト兼記録簿」を定め、平成26年度以降、これを用いて調査結果を詳細に記録し、保管することとした。

平成 2 2 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(水 道 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日 (広水財第 9 9 号)
- 4 監査のテーマ
水道事業における事務の執行及び資産の管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市の水道料金について ア 水道料金の算定方法及び体系について 損益ベースでの水道料金算定について (所管課：水道局財務課)	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
水道局では、今後の水道料金制度の在り方について、損益ベースでの水道料金の算定への移行を検討しているようである。現在の資金ベースでの水道料金の算定方式では資金不足は生じないが、その問題点としては、建設改良費、すなわち老朽化した水道管の更新や耐震化、バックアップ施設の建設を行うための費用の財源を内部留保ではなく、企業債に依存せざるを得ないことが挙げられる。 「水道料金算定要領」における損益ベースを水道料金の算定方法として選択すれば、財政収支計画では損益収支をプラスで維持することができるため、将来の建設改良のための資金を内部留保することができる。そのため、企業債への依存を減らし、財政の健全性を強化することができる。ただし、資産維持費が原価に算入されるので水道料金は高くなり、利用者の負担が増加することになる。 資金ベースと損益ベースのどちらを選択するかは、水道事業者が置かれた事業環境の下で判断することであり、現時点で資金ベースを採用していることに問題があるとは思わない。 しかし、水道法施行規則の規定等を踏まえれば、水道料金の算定方法は、将来を見据えた上で施設更新に必要な資金を資産維持費として原価に算入し	平成 25 年 12 月に新しい中期経営計画 (平成 26 年度～平成 29 年度) を策定し、この計画に基づき、現行料金水準を維持しつつ、将来にわたって給水の安全性・安定性を確保するための施設整備を計画的に推進し、かつ、企業債残高を着実に削減することとしている。 今後の見通しでは、水需要が低迷し給水収益が減少していく一方で、老朽化した水道施設の更新需要が増大していくことを見込んでいる。 このため、給水の安全性・安定性の確保と利用者負担への影響の両面を考慮しながら、長期的な財政収支見通しに基づき、次期中期経営計画期間における水道料金算定を行うものとする。 また、もとより水道料金の改定は議会の議決を経てなされるものであり、市民の理解を得る必要があることから、議会、市民に対して分かりやすく説明することなどにより、水道料金の水準の適正性について説明責任を果たすものとする。

料金水準を決定するという損益ベース方式によることが原則である。また、これまでは、水道の普及及び拡大に企業債を多く活用しても、水道料金収入の増加により企業債の償還が可能であったが、施設の拡張から維持管理の時代に移り、水需要とともに水道料金収入が減少傾向にあるなか、今後も施設設備の財源を企業債へ安易に依存することは、企業債残高が依然高い水準にある現状から見て、将来への大きな負担を残すことになりかねない。 これらの事情を考慮すると、将来的には損益ベースでの料金算定方法に移行する必要性があると考ええる。ただし、損益ベースでの水道料金の算定に当たっては、長期的な水需要予測と基幹施設の更新・改良などの施設整備計画により、長期財政計画を策定する必要がある。この長期財政計画がないと、資産維持費を適正に積算することができない。 長期の安定した給水サービスを継続するために受益者へ求める負担はどの程度必要になるのか、長期的な財政シミュレーションの下で損益ベースによる料金水準案を公開し、公の場でその適正性について議論をすべきと考える。	
---	--

イ 逡増型料金体系について (7) 用途別料金体系の廃止及び口径別料金体系の統合・簡素化（所管課：水道局財務課）	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
現在、逡増度の緩和については調査研究中のことであるが、まず、家事用、業務用、公衆浴場用及びプール用に区分されている用途別料金体系の廃止を検討すべきである。用途別体系では同じ使用量の事業者間で負担する水道料金に格差が生じるが、この格差を合理的に説明できるような理由付けは難しい。理論的根拠ではなく政策的な配慮から料金格差を設けてきたと思われるが、受益と負担の関係をより明確にし、使用者が受けるサービスに対して必要な原価に基づいて算出した水道料金を徴収するという考え方から、水道料金については、用途別料金体系を廃止し、口径別料金体系に一本化することが望ましいと考える。用途別料金体系の廃止に	本市の水道料金は、基本料金（口径別に区分）と従量料金とで構成し、従量料金は、家事用、業務用等の用途別に区分の上、それぞれ使用水量が増加するに従って単価が高くなる逡増型を採用しており、これまで長きにわたって市民に定着している。 本市の水需要は、家事用はほぼ横ばいで推移しているが、業務用は企業のコスト削減を目的とした節水の取組等の影響により減少傾向となっており、今後においては、こうした水需要構造の変化や老朽化した水道施設の更新需要を見据えながら、安定収入を確保していく必要がある。

より、割安であった家事用等が増額となるが、家事用より高く設定されていた業務用料金は減額となり家事用等と同料金になることで、大口利用者への負担軽減が図られ、逓増度の緩和となると思われる。 また、口径別料金体系についても、現在、11 の口径に区分して基本料金を設定しているが、口径の統合や簡素化を図ることも検討する必要があると考える。	こうした中、平成 25 年 3 月に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」では、料金制度の最適化として、現行の料金制度から利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更していくことが重要であるとし、逓増型料金についても緩やかな見直しを求める旨の考え方が示された。 このため、今後、中期経営計画策定に当たって料金体系の見直しを行うときには、「新水道ビジョン」で示された考え方を視野に入れつつ、包括外部監査の意見も踏まえ、水道施設の更新財源を適切に確保するとともに、市民生活へ与える影響や大口利用者と小口利用者の負担の均衡を考慮した料金体系のあり方を検討することとする。
---	--

(i) 原価情報の開示（所管課：水道局財務課）	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
料金体系の見直しに当たっては、現在の料金体系と「水道料金算定要領」に基づいて計算された理論値とを比較し、大口利用者と小口利用者の間で、生活用水の低廉化のために、原価計算上どのような配慮が行われているかを利用者へ示すべきである。また、水道料金収入に占める基本料金の割合を増加させれば、家事用と業務用の料金格差を縮小することができ、逓増度が緩和するが、逓増制を採用する限り、政策的な生活用水への配慮は続くことになる。しかし、そうした政策的な配慮も原価主義に基づく利用者負担の公平性という原則の枠内で行われるべきものであり、小口利用者への配慮が金額的にどの程度なのか情報開示すべきである。	水道料金の原価情報について、包括外部監査の意見を踏まえ、料金体系を次のような仕組みとすることによって小口使用者への配慮を行っていることをホームページで公表し、広く市民へ情報開示することとした。 ① 日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づいて試算した理論値に比べ、基本料金を軽減し、その一方で従量料金に比重を置いたものとしていること。 ② 従量料金は、家事用、業務用等の用途別に料金単価を定めていること。 ③ 更に、従量料金は、使用水量が多くなるほど 1 m³当たりの料金が段階的に高くなる逓増型としていること。